

本調査は、環境省が統計法にもとづいて調査を行うものであり、統計以外に使用することはありませんので、ありのままご記入ください。

環境にやさしい企業行動調査 調査票

調査実施者 環境省 (総合環境政策局環境経済課)
 調査請負機関 株式会社 プラトール研究所

この調査は、環境省が平成 3 年度から実施しているものであり、企業における環境配慮行動について把握するために、東京、大阪及び名古屋証券取引所 1 部及び 2 部上場企業と、従業員 500 人以上の非上場企業・団体を対象に実施するものです。

この調査は、我が国における企業の環境配慮行動に関する全般的な状況を、継続的に把握するための重要な調査です。昨年度の調査結果は、環境省のホームページに全文を掲載しています (<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyov/index.html>)。今年度の調査結果につきましても集計の後、調査概要版として取りまとめたうえ発表させていただきます。今年度も、全文を環境省ホームページに掲載することを考えておりますので、よろしく御協力の程をお願い申し上げます。

御多用の中ところ誠に恐縮ですが、**調査票は平成 21 年 8 月 20 日 (木) までに御回答下さい**ますようお願い申し上げます。

なお、調査票の問い合わせ等は、株式会社プラトール研究所 (電話番号：03-5840-6785) へお願いいたします。

【記入時の注意事項】

- 1) 選択項目では該当するもの1つ(あるいは複数回答可の設問は該当するもの全て)を選び、**この調査票の該当番号の回答欄に直接○を付けて下さい。**
- 2) 選択項目のうち、「その他を選んだ場合には、必要に応じて内容をご記入ください。」
- 3) 本調査の対象把握期間は平成 20 年度です。回答にあたっては、特設の指示がない限り、**平成 21 年 3 月 31 日現在の状況にて**お願いいたします。
- 4) 斜体の半角数字は集計のための整理番号ですので、皆様の回答とは関係ありません。

1. 貴組織の概要について

1. 組織名			
2. 業 種	(巻末の表 1 より、最も当てはまる番号を 1 つ選んで下さい)		
3. 本 店所在地	〒		
4. 資本金	百万円	5. 従業員(※)	人
6. 直近売上高 (実績)	百万円 (年 月決算)		
7. 回答者所属部署			
8. 回答者氏名及び電話番号	氏名	(内線)	
	TEL		
	FAX	Eメール	

※ 従業員には嘱託、パート、派遣社員を含みます。

2.(参考)平成20年度調査票

2. 環境に関する取組状況等について

2-1. 貴組織では企業の環境への取組と企業活動のあり方についてどう思われますか。

回答	選択肢
	① ビジネスチャンスである
	② 企業の社会的責任 (CSR、社会貢献を含む) の一つである
	③ 法規制等をクリアするレベルでよい
	④ 今後の業績を左右する重要な戦略の一つとして取り組んでいる
	⑤ 環境への取組と企業活動は関連がないと考えている
	⑥ その他:()

⇒問 2-2へお進みください。

2-2. 貴組織では環境に関する経営方針を制定していますか。1 つ選んで○を付けて下さい。

回答	選択肢
	① 制定している
	② 制定に向けて現在検討している
	③ 制定することは現在のところ検討していない

⇒問 2-3へお進みください。

2-3. 貴組織では、環境に関する具体的な目標 (個別の取組項目に関する目標だけでなく、環境に関する取組全般を対象とした目標も含む) を設定していますか。1 つ選んで○を付けて下さい。

回答	選択肢
	① 設定している
	② 設定に向けて現在検討している
	③ 設定することは現在のところ検討していない

⇒問 2-4へお進みください。

2-4. 貴組織では環境保全に関してどのような取組を実施していますか。当てはまるものを全て選んで○を付けて下さい。(取組実施) また、実施している取組 (取組実施に○) のうち、具体的な目標 (例: 「廃棄物抑制のためリサイクルに努める」 など、定性的な目標も含む) を設定しているものに○をつけて下さい。(目標設定)

取組実績	回答	選択肢
→	目標設定	
→		① 二酸化炭素排出量削減
→		② 「クール・ビズ」運動の実施
→		③ 「ウォーム・ビズ」運動の実施
→		④ 駐車時時のアイドリングストップ、交通状況に応じた安全な低速走行等エコドライブの普及・推進
→		⑤ ①~④以外の温室効果ガス (メタン、一酸化二窒素、代替フロン等 3 ガス) の排出量の削減に資する取組の実施
→		⑥ オゾン層破壊物質 (CFC、HCFC、ハロン等) の削減・排出抑制
→		⑦ 大気汚染物質 (NOx、SOx、PM、VOC等) や水質汚濁物質 (BOD、窒素、磷(りん)等) の排出抑制
→		⑧ 事業所における化学物質の使用量及び排出量の削減
→		⑨ 製品中の有害化学物質の削減
		⑩ 騒音・振動の低減
		⑪ 悪臭の低減

取組 実績	→	目標 設定	選択肢
	→		⑫ 省エネルギー、省資源の推進
	→		⑬ オフィスにおける廃棄物（一般廃棄物）の発生抑制、リサイクルの推進
	→		⑭ 産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進
	→		⑮ 廃製品、容器包装等の回収、リサイクルの推進
	→		⑯ 再生資源の原材料としての利用
	→		⑰ 印刷、コピー、事務用品等の削減
	→		⑱ 環境保全のための技術の開発や環境保全型商品などの開発、販売
	→		⑲ 社内の環境管理体制の整備
	→		⑳ 従業員に対する環境教育の実施（公害防止のほか、地球温暖化問題など環境問題全般の教育研修を含む）
	→		㉑ 会社施設での員学者及び出前授業等の実施による学校や地域住民等に対する環境教育
	→		㉒ ヒートアイランド対策（建築物の緑化、敷地の保水性舗装等）
	→		㉓ 環境に配慮した投融資の実施
	→		㉔ 上記①～㉑までの取組のいずれかについて環境に関する市民団体（NPO、NGO、市民グループ等）と連携している
	→		㉕ その他：（ ）
	→		㉖ 特に取組が行っていない
⇒問2-5へお進みください。			

2-5. 貴組織で把握している環境負荷データはどのようなものですか。当てはまるものを全て選んで○を付けて下さい。

回答	選択肢
	① 総エネルギー投入量
	② 総物質投入量
	③ 紙（コピー用紙、コンピュータ用紙等）の使用量
	④ 水資源投入量
	⑤ 温室効果ガス排出量
	⑥ 化学物質排出量・移動量
	⑦ 廃棄物等総排出量
	⑧ 廃棄物最終処分量
	⑨ 総排水量
	⑩ 自動車排出ガス中の大気汚染物質（窒素化合物、粒子状物質等）の排出量
	⑪ その他の環境負荷データ：（ ）
	⑫ 把握していない
⇒問2-6へお進みください。	

2-6. 貴組織では、温室効果ガスの排出量について情報の公開等を行っていますか。当てはまるものを全て選んで○を付けて下さい。

回答	選択肢
	① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出算定・報告・公表制度により国に報告している
	② 地方公共団体が制定する温暖化防止条例等に基づき報告・公表している
	③ 環境報告書において公開を行っている
	④ 環境報告書とは別に環境に関するパンフレット等により公開している
	⑤ 有価証券報告書、営業報告書の一部に記載している
	⑥ アンニュアルレポートに記載している
	⑦ 組織のホームページに掲載する等インターネットにより情報提供している
	⑧ その他：（ ）
	⑨ 情報の公開を行っていない
⇒問2-7へお進みください。	

2-7. 貴組織では、自社の従業員に対して環境教育を行っていますか。1つ選んで○を付けて下さい。

回答	選択肢
	① 定期的に行っている
	② 定期的ではないが、行っている
	③ 従業員の希望に応じて行っている
	④ 従業員に対する環境教育は行っていない
	⑤ その他：（ ）
⇒問2-8へお進みください。	

2-8. 貴組織では、従業員向け環境教育をどのような形（方法、講師、形式等）で実施していますか。当てはまるものを全て選んで○を付けて下さい。

回答	選択肢
	① 新入社員研修、管理職研修等の階層別研修の中で実施
	② テーマを環境に特化した研修（環境マネジメント研修等）を実施
	③ 自社の社員（環境担当者等）が講師を担当して実施
	④ 外部から講師を招き、研修を実施
	⑤ 外部の環境教育研修会等に従業員を派遣して実施
	⑥ 受講者が講師の講義を聴講する座学形式で実施
	⑦ 受講者も主体的に参加・発言するワークショップ形式で実施
	⑧ 受講者が実際に活動・見学する体験学習形式で実施
	⑨ e-ラーニング形式で実施
	⑩ その他：（ ）
⇒問2-9へお進みください。	

2-9. 貴組織では、どのような環境に関する社会貢献活動を実施していますか。当てはまるものを全て選んで○を付けて下さい。	
回答	選択肢
	① リサイクル等の資源回収活動の支援を実施
	② 植林・育林活動を実施、支援
	③ 国立公園などの原生的な自然環境の保全（自然の復元、森林管理、土地購入等）
	④ 里地里山などの二次的な自然環境の保全
	⑤ 野生動植物の保護やその生息・生育地の保全
	⑥ 緑化を実施
	⑦ 清掃活動の実施又は参加
	⑧ 環境に関するイベント等の参加、出席
	⑨ 社員の環境に関する社会貢献（ボランティア）活動への参加
	⑩ 施設見学の実施
	⑪ 環境に関する地域活動又は市民団体（NPO、NGO、自治会等）への支援
	⑫ ノーカーラーへの協力又は自家用車以外の通勤奨励
	⑬ チーム・マイナス6%への参加
	⑭ ①～⑬以外の活動を実施している ()
	⑮ 実施に向けて現在検討している
	⑯ 実施することは現在のところ考えていない
	⇒問2-10へお進みください。

2-10. 貴組織では、大学等と環境系学部に在籍していたことや、環境に関する研究を行っていたことを理由とした採用を行っていますか。1つ選んで○を付けて下さい。	
回答	選択肢
	① 採用を行っている
	② 定期的ではないが、採用を行っている
	③ 今後採用を考えている
	④ 採用は行っていません
	⇒問3-1へお進みください。

3. 環境マネジメントシステムの監査、認証等について

3-1. 貴組織では、環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001規格」(*)の認証についてどのようにされていますか（される予定ですか）。1つ選んで○を付けて下さい。	
回答	選択肢
	① 全社（全事業所）において既に認証を取得した
	② 一部の事業所で認証を取得した
	③ 今後認証を取得する予定である
	④ ISO規格に基づいたシステムを構築した（構築する予定である）が、認証を取得するつもりはない
	⑤ ISO規格以外に、環境マネジメントシステムを構築した（構築する予定である）
	⑥ ISO規格等に関心はない
	⇒問3-2へお進みください。
	⇒問3-3へお進みください。

※ISO14001は、1996年9月にISO(国際標準化機構)が発行した環境マネジメントシステムであり、2004年11月にその改訂版が発行されています。

3-2. 貴組織では、ISO14001規格の認証取得によりどのような効果がありましたか。当てはまるものを全て選んで○を付けて下さい。	
回答	選択肢
	① 省資源・省エネルギー等によりコストの削減につながった
	② 環境に関する目標管理を徹底するようになり、環境負荷低減につながった
	③ 社員の意識統一が図られ、環境への意識の向上につながった
	④ 内部、外部のコミュニケーションが円滑に図られるようになった
	⑤ 対外的な信用が向上した
	⑥ 組織のブランド価値が向上した
	⑦ 認証にかかる費用の割にはメリットがなかった
	⑧ その他：()
	⇒問3-3へお進みください。

3-3. 貴組織では、「LCA(ライフサイクルアセスメント)」(*)についてどのように取り組んでいますか。1つ選んで○を付けて下さい。	
回答	選択肢
	① 自社製品等の評価を実施しており、その結果を公表している
	② 自社製品等の評価は実施しているが、公表していない
	③ 自社製品等の評価の実施に向けて現在検討中である
	④ 情報収集を行っている
	⑤ 特別な対応はしていない
	⑥ LCAをよく知らないが特に取組は行っていません
	⑦ LCAによる評価をすべき製品等はないので特に取組は行っていません
	⇒問4-1へお進みください。

※ライフサイクルアセスメントとは、商品の生まれる前の準備段階から始まり、最終的に商品が処分されるまでの全ての段階（ライフステージ）において、環境に影響を与える物質の排出状況、使用・消費状況を把握することにより、重要な環境問題について考え、評価することをいいます。

4. 子会社、取引先との関係について

4-1. 貴組織では、子会社（議決権比率50%超）に対して自社の環境方針と合致するような環境配慮の取組に関する指導又は要請をしていますか。1つ選んで○を付けて下さい。	
回答	選択肢
	① 実施している
	② 主要な子会社のみ実施している
	③ 実施に向けて現在検討している
	④ 実施することは現在のところ考えていない
	⑤ 子会社はない
	⇒問4-2へお進みください。

4-2. 貴組織では、取引先（請負業者、納入業者等）の選定に当たり、どのような環境に関する選定基準を設けていますか。当てはまるものを全て選んで○を付けて下さい。	140
回答	選択肢
① ISO14001の認証取得を条件とした環境に関する選定基準を設けている	
② 環境報告書の作成を条件とした環境に関する選定基準を設けている	
③ エコアクション21（※）の実施を条件とした選定基準を設けている	
④ 地方自治体等が策定した地域版の環境マネジメントシステム等の実施を条件とした選定基準を設けている	
⑤ 独自に策定した環境マネジメントシステムの実施を条件とした選定基準を設けている	
⑥ 環境マネジメントシステムとまでは言えないが、選定に際して環境配慮に関する何らかの条件を設けている	
⑦ その他の基準：（ ）	
⑧ 環境に関する選定基準は設けていないが考慮はしている	
⑨ 今後考慮する予定である	
⑩ 現在のところ考慮する予定はない	
⇒問4-3へお進みください。	

※環境省が、中小事業者等における環境マネジメントシステムの構築・運用、環境コミュニケーションの促進のために策定したガイドラインです。なお、本ガイドラインを活用して、財団法人地球環境戦略研究機関 持続性センターによる認証・登録制度が平成16年10月より実施されています。

4-3. サプライチェーンマネジメントにおける環境配慮についてどのように取り組まれていますか。1つ選んで○を付けて下さい。	130
回答	選択肢
① ISO14001を取引先等に推奨している	
② エコアクション21等の中小事業者向け環境マネジメントシステムを取引先等に推奨している	
③ ISO14001を取引先等に推奨しない	
④ エコアクション21等の中小事業者向け環境マネジメントシステムを取引先等に推奨したい	
⑤ 具体的な方法について今後検討したい	
⑥ 取り組む予定はない	
⑦ その他：（ ）	
⇒問4-4へお進みください。	

4-4. 貴組織では、どのように環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）をしていますか。1つ選んで○を付けて下さい。	140
回答	選択肢
① 環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を作成し、選定している	
② 業界団体等で作成した環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を活用し、選定している	
③ 環境に関する購入ガイドラインや購入リスト等は活用していないが、環境配慮を考慮して選定している。（リサイクル品の積極的な使用等を含む）	
④ 環境配慮を考慮した選定の実施に向けて現在検討している	
⑤ その他：（ ）	
⑥ 環境配慮を考慮した選定を実施することは現在のところ検討していない	
⇒問5-1へお進みください。	

5. 環境会計について

5-1. 貴組織では環境会計を導入していますか。1つ選んで○を付けて下さい。	141
回答	選択肢
① 既に導入している	⇒問5-2へお進みください。
② 導入に向けて現在検討している	
③ 導入は現在のところ検討していない	⇒問6-1へお進みください。
④ 環境会計自体を知らない	

5-2. 貴組織で導入している環境会計において集計している項目に全て○を付けて下さい。	142		
回答	選択肢	回答	選択肢
① 環境保全コスト	② 環境保全効果（物量）	③ 環境保全効果に係る経済効果（金額）	
⇒問6-1へお進みください。			

6. 環境に関する情報開示、コミュニケーションについて

6-1. 平成17年4月から施行されている「環境情報の提供等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）（※）をご存知ですか。また、環境配慮促進法の内容（特定事業者を含めた国等に対する環境報告書の作成・公表の義務付など）、地方公共団体、並びにいわゆる大企業についても、環境報告書の作成に努める旨定められていることをご存知ですか。1つ選んで○を付けて下さい。	154
回答	選択肢
① 存在及びその内容について知っている	
② 存在は知っているが、その内容は知らない	⇒問6-2へお進みください。
③ 存在を知らなかった	

※環境配慮促進法とは、事業者と様々な関係者との重要なコミュニケーション手段である環境報告書の普及促進、信頼性向上のための制度的枠組みを整備し、環境報告書を社会全体として積極的に活用していくことで、事業者の積極的な環境配慮の取組を促進するための条件整備を行うこととするものです。

6-2. 貴組織では、環境に関するデータ、取組等の情報を公開していますか。1つ選んで○を付けて下さい。	155
回答	選択肢
① 一般に情報を公開している	⇒問6-3へお進みください。
② 特定の取引先、金融機関等一部を対象として情報を公開している	
③ 情報の公開はしていない	⇒問7-1へお進みください。

6-3. 貴組織では環境報告書（※）を作成・公表していますか。1つ選んで○を付けて下さい。	170
回答	選択肢
① 環境報告書を作成・公表している	⇒問6-4へお進みください。
② CSR報告書、持続可能性報告書等の一部として作成している	
③ 環境報告書を来年（度）は作成・公表予定である	
④ CSR報告書、持続可能性報告書等の一部として来年（度）は作成・公表予定である	⇒問6-5へお進みください。
⑤ 作成していない	

※環境報告書とは、事業活動における環境配慮の方針、目標を明らかにし、取組内容・実績及びそのための組織

体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、環境報告書の一般的報告原則に則り総合的・体系的に取りまとめ、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するものをいいます。【環境報告ガイドライン（2007年度版）より要約】

6-4. 環境報告書の信頼性を高める手段としてどのような審査を受けていますか。当てはまるものを全て選んでOを付けて下さい。		217
回答	選択肢	
	① 作成部署とは別の部署による内容審査を実施している	
	② 第三者機関等による審査を受けている	
	③ 内部審査の実施に向けて現在検討している。	
	④ 第三者機関等による審査の受審に向けて現在検討している	
	⑤ 審査ではないが、第三者機関・有識者等からのコメントを受けている	
	⑥ その他：()	
	⑦ 内部審査や第三者機関等による審査を受ける予定はない	
		⇒問6-5へお進みください。

6-5. 貴組織では、環境報告書以外にどのような方法で環境に関するデータ、取組等の情報を公開していますか。当てはまるものを全て選んでOを付けて下さい。		219
回答	選択肢	
	① 環境報告書とは別に環境に関するパンフレット等により情報提供している	
	② 総務案内等のパンフレット等の一部に記載している	
	③ 有価証券報告書、営業報告書の一部に記載している	
	④ アンニュアルレポートの一部に記載している	
	⑤ 組織のホームページに掲載する等インターネットにより情報提供している	
	⑥ 工場、施設等の見学を受け付けている	
	⑦ 地球住民に対して事業活動について説明する場を設けている	
	⑧ ステークホルダーダイアログ（利害関係者との意見交換会）を実施している	
	⑨ テレビ、新聞等のマスメディアを活用した広告により情報提供している	
	⑩ セミナー、シンポジウム、展覧会等を開催し情報提供している	
	⑪ 環境報告書以外の方法による情報公開は行っていません	
	⑫ その他：()	
		⇒問6-6へお進みください。

6-6. 環境報告書の普及や質の向上のためにどのような方策が必要と考えますか。当てはまるものを全て選んでOを付けて下さい。		216
回答	選択肢	
	① 優れた環境報告書等の表彰	
	② 環境報告書の開示内容に関するガイドラインの改善	
	③ 環境負荷（温室効果ガス、廃棄物排出量等）等のデータの集計方法に関するガイドラインの作成	
	④ 一定の基準や要件を満たす環境報告書等の審査登録の仕組みの整備	
	⑤ 環境報告書等の公表の義務付け	
	⑥ その他：()	
		⇒問7-1へお進みください。

7. 環境ビジネスについて

7-1. 貴組織では、環境ビジネス（※）をどのように位置付けていますか。1つ選んでOを付けて下さい。		213
回答	選択肢	
	① 既に事業展開をしている、又はサービス・商品等の提供を行っている	
	② 今後、事業展開をする、又はサービス・商品等の提供を始める予定がある	
	③ 現状では何もしていないが、今後取組みたい	
	④ 今後取組の組み予定はない	
	⑤ よくわからない	
		⇒問7-2へお進みください。

※ここで、環境ビジネスとは、環境保全に資する技術、製品、サービス等を提供するビジネスのことを指します。

7-2. 今後、貴組織での環境ビジネスの進展において、どのような問題が考えられますか。当てはまるものを全て選んでOを付けて下さい。		214
回答	選択肢	
	① それぞれの分野についての市場規模が分からないこと	
	② 現状の市場規模では採算が合わないこと	
	③ 消費者やユーザーの意識・関心がまだ低いこと	
	④ 開発や販売に当たっての同等の支障が十分にないこと	
	⑤ 関連する情報が十分に入手できないこと	
	⑥ 製品・技術の環境保全効果について、消費者やユーザーに信頼してもらえないこと	
	⑦ 技術開発や設備、人材等の経営資源の追加的投資を考えると、リスクが高いこと	
	⑧ アイデアやノウハウはあるが、経営資源に余裕がないこと	
	⑨ 組織内でアイデアやノウハウが不足していること	
	⑩ その他：()	
	⑪ 特に問題はない	
		⇒問7-3へお進みください。

7-3. 環境ビジネスの進展のために行政にどのような支援を望みますか。当てはまるものを全て選んでOを付けて下さい。		215
回答	選択肢	
	① 環境ビジネスに関する情報の提供（成功事例や市場の見通しなど）	
	② 行政による環境ビジネスに関する相談窓口の設置	
	③ 税制面での優遇措置	
	④ 規制緩和	
	⑤ 低利融資等の融資制度の拡充	
	⑥ 新たな市場づくり	
	⑦ 環境ビジネスの客観的評価制度の確立	
	⑧ 消費者・ユーザーの意識向上のための啓発活動	
	⑨ 環境ビジネスのためのネットワークづくり	
	⑩ その他：()	
		⇒問8-1へお進みください。

8. 地球温暖化防止対策について

255

8-1. 貴組織では、環境に対する経営方針あるいは事業活動の中で、地球温暖化防止への取組について、どのような位置付け、取り組んでいますか。1つ選んでOを付けて下さい。

回答	選択肢
	① 地球温暖化防止の取組に関する方針を定め、取組を行っている
	② 地球温暖化防止の取組に関する方針を定めていないが、取組は行っていない
	③ 地球温暖化防止の取組に関する方針は定めていないが、取組は行っている
	④ 地球温暖化防止の取組に関する方針は定めておらず、取組も行っていない

⇒問8-2へお進みください。

256

8-2. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、事業者や国民は環境負荷の削減に向けた行動をまず、自主的かつ積極的に進めるべきものとされており、事業者はその事業活動に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定し、公表するように努めなければならないと規定されています。この規定に対して、貴組織ではどのような対応をされていますか。1つ選んでOを付けて下さい。

回答	選択肢
	① 法の規定に基づいて、計画を作成し公表している（数値目標を掲げている）
	② 法の規定に基づいて、計画を作成し公表している（数値目標は掲げしていない）
	③ 法の規定に基づいて、計画を作成しているが公表していない
	④ 法の規定に基づいた計画の作成に向けて現在検討している
	⑤ 計画を作成する予定はない
	⑥ そのような法律があることを知らなかった
	⑦ その他：（ ）

⇒問8-3へお進みください。

257

8-3. 地球温暖化を防止するために、環境税（※）の導入を図るとの考え方について、どのように思われますか。1つ選んでOを付けて下さい。

回答	選択肢
	① 環境税の導入に賛成（又はやむを得ないと思う）
	② 内容次第ではあるが、どちらかといえば環境税の導入に賛成
	③ 内容次第ではあるが、どちらかといえば環境税の導入に反対
	④ 環境税の導入に反対
	⑤ わからない
	⑥ その他：（ ）

⇒問8-5へお進みください。

⇒問8-4へお進みください。

※ここでいう環境税は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出又は石油、石炭などの化石燃料の消費などに課税するものであり、特定の案を想定するものではありません。

258

8-4. 環境税の導入に反対と考える理由はどのようなものですか。最も当てはまるものを1つ選んでOを付けて下さい。

回答	選択肢
	① 我が国の経済成長を圧迫する恐れがあるため
	② 自社の経営を圧迫する恐れがあるため
	③ 自主的取組だけで十分であると思うため
	④ 排出量等を直接規制する措置を活用すべきであると思うため
	⑤ 政府の温暖化対策予算は十分であると考えられるため
	⑥ 政府の温暖化対策予算は他の財源から手当てすべきであると考えられるため
	⑦ 生産設備が海外流出する恐れがあるため
	⑧ 温暖化防止の効果がないと考えられるため
	⑨ その他：（ ）

⇒問8-5へお進みください。

259

8-5. 仮に環境税が導入される場合には、どのような内容又は条件が満たされることが最低限必要と考えますか。最も当てはまるものを1つ選んでOを付けて下さい。

回答	選択肢
	① 過度に企業の経営や経済成長を圧迫しない税率であること
	② エネルギー・多消費産業に軽減措置を設けるなど、業種毎に過度に負担が偏らないようにすること
	③ 温暖化対策について努力をしている企業には、減免を認める仕組みがあること
	④ 産業部門だけでなく、民生部門（家庭、商業、オフィスビル等）も例外なく対象とすること
	⑤ 環境税の徴収による増収分で、他の税の減税や社会保険の引き下げ等が行われること
	⑥ 環境税の徴収を企業の温暖化防止のための投資等の補助金として用いること
	⑦ その他：（ ）
	⑧ 内容又は条件に関わらず環境税の導入には反対である
	⑨ わからない

⇒問8-6へお進みください。

260

8-6. 仮に環境税が導入される場合には、税収はどう使うべきと考えますか。1つ選んでOを付けて下さい。

回答	選択肢
	① 一般財源とするべきである
	② 温暖化対策（植林等を含めて社会全体に還元される）のために使うべきである
	③ 温暖化対策の中でも特に企業向けの省エネルギー投資の促進のために使うべきである
	④ 府県又は社会保険負担の軽減などの対策に使うべきである
	⑤ その他の使途：（ ）
	⑥ 税収の使途に関わらず環境税の導入には反対である
	⑦ わからない

⇒問8-7へお進みください。

8-7. 地球温暖化を防止するために、「国内排出量取引制度」(※)の導入を図るとの考え方について、どのように思われますか。1つ選んで○を付けて下さい。		241
回答	選択肢	
	① 国内排出量取引制度の導入に賛成	⇒問8-9へお進みください。
	② 内容次第ではあるが、どちらかといえば国内排出量取引制度の導入に賛成	
	③ 内容次第ではあるが、どちらかといえば国内排出量取引制度の導入に反対	⇒問8-8へお進みください。
	④ 国内排出量取引制度の導入に反対	
	⑤ 国内排出量取引制度の内容が不明確であるため、賛成でも反対でもない	
	⑥ その他：()	⇒問8-9へお進みください。

※ここでの「国内排出量取引制度」とは、温室効果ガス排出枠の交付総量を設定した上で、排出枠を個々の主体に配分するとともに、他の主体との排出枠の取引や京都メカニズムの活用を認めること等を内容とするものです。

8-8. 国内排出量取引制度の導入に反対と考える理由は何でしょうか。最も当てはまるものを1つ選んで○を付けて下さい。		242
回答	選択肢	
	① 我が国の経済成長を圧迫する恐れがあるため	
	② 自社の経営を圧迫する恐れがあるため	
	③ 自主的取組だけで十分であると思うため	⇒問8-9へお進みください。
	④ 規制的な措置を活用すべきであると思うため	
	⑤ 排出量の割当方法が不明確であるため	
	⑥ 温暖化防止の効果がないと考えるため	
	⑦ その他：()	

8-9. 仮に国内排出量取引制度が導入される場合には、どのような内容又は条件が満たされることが最優先的要素と考えますか。最も当てはまるものを1つ選んで○を付けて下さい。		243
回答	選択肢	
	① 我が国だけでなく、他の先進国も協同して国内排出量取引制度を導入することにより、先進国間での経済競争力の低下を招かないこと	
	② 国際排出量取引が行われる国際市場とのリンクがあり、国際市場における排出枠の購入・売却が可能であること	
	③ 過度に企業の経営や経済成長を圧迫しないこと	
	④ 自主的参加型で、排出量の枠の配定にあたり企業の裁量が認められること	
	⑤ エネルギー多消費産業の排出枠の交付に配慮するなど、業種毎に過度に負担が偏らないようにすること	
	⑥ 産業部門だけでなく、民生部門(家庭、商業、オフィスビル等)も例外なく制度の対象とすること	
	⑦ その他の条件：()	
	⑧ 内容又は条件に関わらず国内排出量取引制度の導入には反対である	
	⑨ わからない	
	⇒問8-10へお進みください。	

8-10. 貴組織では、カーボン・オフセット(以下「オフセット」)(※)に取組んでいますか。最も当てはまるものを1つ選んで○を付けて下さい。		244
回答	選択肢	
	① 商品製造・使用時やサービス利用時に排出される温室効果ガス排出量をオフセット	
	② 会議・イベント開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセット	
	③ 自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセット	
	④ 京都メカニズムクレジットの購入によるオフセット	
	⑤ オフセット・クレジット(J-VÉR)の購入によるオフセット	
	⑥ 自主参加型排出量取引制度(JVETS)の排出枠の購入によるオフセット	
	⑦ 海外のVÉR(京都議定書、EU域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット)以外のクレジットの購入によるオフセット	
	⑧ その他：()	
	⑨ 今後実施する予定である	
	⑩ 今後も取り締り予定はない	
	⑪ わからない	
	⇒問8-11へお進みください。	

※カーボン・オフセットとは、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的に排出削減努力を行った上で、削減困難な排出量について、他の場所での排出削減・吸収量等(クレジット)を購入することなどにより埋め合わせ(オフセット)することを行います。気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて発行される京都メカニズムクレジット、環境省が平成17年から実施している自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)で用いられる排出枠や、平成20年から日本国内のプロジェクトにおいて実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量を、環境省が認証するオフセット・クレジット(J-VÉR)、ほかにも海外における様々なクレジットなどがあげられます。

8-11. 貴組織で今後オフセットの取組を行うにあたり、行政にどのような支援を望みますか。最も当てはまるものを全て選んで○を付けて下さい。		245
回答	選択肢	
	① オフセットに関する相談支援	
	② 消費者の意識向上のための啓発活動	
	③ 先進的なオフセットの取組事例の紹介	
	④ 購入可能なクレジットの情報提供	
	⑤ クレジット購入仲介業者の情報提供	
	⑥ 地球温暖化対策推進法等、法令に基づく報告制度への位置づけ	
	⑦ クレジット購入費用等の枠組での優遇措置等経済的なインセンティブ付与	
	⑧ 会計・税務処理方法の明確化	
	⑨ クリーン調達品目へのオフセット商品の導入	
	⑩ その他：()	
	⇒問9-1へお進みください。	

【アンケート回答対照表】
表1：業種選択一覧表（1ページ 設問1-2に係わる業種）

選択番号	業種	選択番号	業種
1	建設業	31	その他の卸売業(55)
2	製造業	32	各種商品小売業(56)
3		33	衣服・飲食料・機械器具小売業(57, 58, 59)
4		34	その他の小売業(60, 61)
5		35	銀行業(62)
6		36	金融商品取引業、商品先物取引業(65)
7		37	保険業(67)
8		38	その他(63, 64, 66)
9		39	不動産取引業(68)
10		40	不動産賃貸業・管理業(69)
11		41	物品賃貸業(70)
12		42	学術・開発研究機関(71)
13		43	広告業(73)
14		44	その他の専門・技術サービス業(72, 74)
15		45	宿泊業(75)
16		46	飲食店(76, 77)
17		47	洗濯・理容・美容・浴場業(78)
18		48	娯楽業(80)
19		49	その他の生活関連サービス業(79)
20		50	廃棄物処理業(88)
21		51	自動車整備、機械等修理業(89, 90)
22		52	職業紹介・労働者派遣業(91)
23		53	その他サービス業(92, 93, 94, 95, 96)
24		54	1～53までで属さない業種又は公務(01, 02, 03, 04, 05, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 97, 98, 99)

※カッコ内の数字は日本標準産業分類の中分類を参考のため記載している

9. 生物多様性の保全について

9-1. 貴組織では、生物多様性（※）の保全への取組と企業活動のあり方についてどう思われますか。1つ選んでOを付けて下さい。

264

回答	選択肢
	① 自社の企業活動と大いに関連があり、重要視している
	② 自社の企業活動との関連はあるが、それほど重要視していない
	③ 生物多様性は重要ではあるが、自社の企業活動との関連性は低いと考えている
	④ その他：()

※生物多様性とは、地球上の全ての生物の間に関連性があることを行い、この生物多様性のもたらす恵みによって私たちのいのちと暮らしが支えられています。企業は原料調達や宣伝情報利用、事業所の設置などを通して生物多様性の恩恵を受け、また影響を与えています。2006年には、生物多様性条約締結国会議において民間参画に関する決議がなされ、我が国の「第三次生物多様性国家戦略」の中にも、企業の果たす役割の重要性について記載されています。

9-2. 貴組織では、環境に対する経営方針があるいは事業活動の中で、生物多様性の保全への取組について、どのように位置付け、取り組んでいますか。1つ選んでOを付けて下さい。

265

回答	選択肢
	① 生物多様性保全の取組に関する方針を定め、取組を行っている
	② 生物多様性保全の取組に関する方針は定めていないが、取組は行っている
	③ 生物多様性保全の取組に関する方針を定めているが、取組は行っていない
	④ 生物多様性保全の取組に関する方針は定めておらず、取組も行っていない

⇒9-3へお進みください。

9-3. 貴組織では生物多様性の保全に関してどのような取組を実施していますか。当てはまるものを全て選んでOを付けて下さい。

266

回答	選択肢
	① 事業所内に生息する代表的な動植物の生息・生育状況について調査し、把握している（希少種、絶滅危惧種に関する調査を含む）
	② 事業計画を策定する際に、自社の事業活動が生態系や野生生物に及ぼす影響について調査し、評価している
	③ 生物多様性の保全を目的として土地を所有、賃借または管理している
	④ 生物多様性の保全に資する製品やサービスを提供している
	⑤ 過度の捕獲・採集など、生物多様性に多大な悪影響を及ぼし生産された原材料を使用しないよう配慮している
	⑥ 荒廃地への植林やサンゴ礁の再生、絶滅が危惧される野生生物の保護など、人間活動により攪乱された自然環境の保護や修復に取り組んでいる
	⑦ 設置された人工林や里地里山など、人間活動の低下により生物多様性が低下した自然環境を管理し、生物多様性の確保に取り組んでいる
	⑧ 原材料の調達などに当たって動植物の移動による生態系の攪乱が引き起こされないよう配慮している。（例：ハラスト水の処理、生産過程での生来種利用の促進など）
	⑨ その他：()

⇒以上でアンケートは終わります。御協力ありがとうございました。